

国土審議会 第14回離島振興対策分科会

平成28年5月25日

【吉田離島振興課長】 定刻になりましたので、始めさせていただきます。

皆様方には、ご多忙の中、本日の分科会にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。国土審議会離島振興対策分科会の委員及び特別委員、総数18名のうち、半数以上のご出席をいただきましたので、ただいまから、第14回国土審議会離島振興対策分科会を開会いたします。

私は国土政策局離島振興課長の吉田でございます。どうぞよろしくお願いたします。すみません、着席して進めさせていただきます。

初めに、会議の公開について説明させていただきます。国土審議会運営規則により、会議または議事録は公開することとされておりますので、本日の会議も一般の方の傍聴が可能となっております。あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

なお、本会議については、1時間弱ぐらいを予定しております。

それでは、分科会を始めます前に、お手元の資料を確認させていただきます。まず、一番上に議事次第。それから、資料1、分科会委員の名簿です。それから、資料2、地域指定解除の資料がございます。それから、資料3、報告書の概要、A3横の大きい1枚紙です。それから、資料4が報告書となります。それから、最後に関係法令が記載されております参考資料がございます。過不足がございましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

続きまして、当分科会の委員のご紹介です。大変恐縮ですが、時間の都合により、今般、新たにご就任していただいた委員のご紹介のみとさせていただきます。資料の1の委員名簿をごらんください。

まず、衆議院議員の宮路拓馬委員。

【宮路委員】 宮路拓馬です。よろしくお願い申し上げます。

【吉田離島振興課長】 続きまして、江田康幸委員におかれましては、平成28年1月19日にそれぞれご就任いただいております。

【江田委員】 江田でございます。よろしくお願い致します。

【吉田離島振興課長】 それから、参議院議員の有村治子委員。

【有村委員】 参議院の有村です。よろしくお願いいたします。

【吉田離島振興課長】 続きまして、藤井基之委員。

【藤井委員】 藤井基之です。よろしくお願いいたします。

【吉田離島振興課長】 秋野公造委員。

【秋野委員】 秋野公造です。よろしくお願いいたします。

【吉田離島振興課長】 3名につきましては、平成28年2月5日にそれぞれご就任いただいております。

また、学識経験者といたしまして、矢ヶ崎紀子委員、よろしくお願いいたします。

【矢ヶ崎委員】 東洋大学の矢ヶ崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

【吉田離島振興課長】 矢ヶ崎委員におかれましては、平成27年11月16日にご就任いただいております。

本日、ご出席いただきました皆様方におかれましては、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、国土交通省の出席者を紹介させていただきます。

こちらから、土井国土交通副大臣でございます。

【土井副大臣】 よろしく申し上げます。

【吉田離島振興課長】 本東国土政策局長でございます。

【本東国土政策局長】 どうぞよろしくお願いいたします。

【吉田離島振興課長】 北本大臣官房審議官。

【北本大臣官房審議官】 よろしく申し上げます。

【吉田離島振興課長】 館大臣官房審議官。

【館大臣官房審議官】 よろしく申し上げます。

【吉田離島振興課長】 姫野国土政策局総務課長。

【姫野総務課長】 よろしく申し上げます。

【吉田離島振興課長】 中島特別地域振興官。

【中島特別地域振興官】 よろしく申し上げます。

【吉田離島振興課長】 また、本日は各省の離島振興施策に係る事業を担当されている部署の方々にもご出席いただいております。

議事に先立ちまして、本日は、土井国土交通副大臣にご出席していただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【土井副大臣】 ただいまご紹介をいただきました土井でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日は、第14回国土審議会離島振興対策分科会に、大変お忙しい中ご出席をいただきましたこと、改めて御礼を申し上げたいと存じます。また、細田分科会長を初め、先生方には日ごろからいろいろご指導いただいておりますことも含めまして、改めて御礼を申し上げたいと存じます。

離島を取り巻く環境は、著しい人口減少、また、高齢化の進展によりまして、依然として厳しい状況が続いているところでもございます。大変重要な課題という形で懸命に政策展開をいたしているところでもございます。今後とも、先生方のご指導を心からお願いを申し上げたいと存じます。こうした離島の状況をしっかりと踏まえながら、離島振興法の趣旨を踏まえ、離島活性化交付金などを活用いたしまして、離島の振興のために邁進をいたしております。

本日は、岡山県備前市の鹿久居島、頭島の離島振興対策実施地域の指定解除につきましてご審議をいただきますとともに、平成27年度に離島の振興に関しまして講じた施策のご報告を申し上げることといたしております。皆様からは、忌憚のないご意見、活発なご議論をいただきますように、改めてお願いを申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

【吉田離島振興課長】 ありがとうございます。

なお、これから議事を開始しますので、報道関係者の方と一般の方の以降のカメラ撮影についてはご遠慮いただきますようお願いいたします。

それから、委員の皆様方のご発言の際は、お手元のスタンドマイクをお使いいただきますようお願いいたします。紫色のスイッチがあります。それを押していただければ音が入るようになっております。

それでは、これから、議事進行につきまして細田分科会長にお願いしたいと思います。細田分科会長、よろしくお願いいたします。

【細田（博）分科会長】 それでは、これから議事を進めます。

本日の議事は、「岡山県鹿久居島、頭島の離島振興対策実施地域の指定解除」、「平成27年度に離島の振興に関して講じた施策」の2件でございます。

早速ですが、1件目の岡山県鹿久居島、頭島の離島振興対策実施地域の指定解除につきましては、現地調査をされました学識経験者の方からご説明をいただきたいと思っております。

阿比留特別委員、よろしくお願いいたします。

【阿比留委員】 阿比留でございます。座ってご説明をさせていただきます。

では、ただいまから、岡山県備前市の鹿久居島、頭島の指定解除についてご説明をさせていただきますと思います。資料2をごらんいただきたいと思います。

この鹿久居島、頭島には、事務局、山下東子委員とともに現地調査に行っていました。

1 ページ目をごらんください。岡山県備前市の鹿久居島、頭島につきましては、昨年4月16日に「備前♡日生大橋」が開通したことにより、本土と陸続きになったところでございます。

次に、3 ページ目をごらんください。離島につきましては、橋が架かることなど、これは埋め立て等を含むわけですが、によって、本土との間に陸上交通が確保された場合は、隔絶性が解消するものとして指定を解除することが定められております。そこで、今回の現地調査を含めまして、指定解除、現地の状況等をご説明させていただきます。

では、4 ページをごらんください。さきの指定解除要件を念頭に置きまして、調査は平成28年4月13日に実施いたしました。本土との陸上交通の確保のほか、架橋における変化を確認してきましたので、ご報告いたします。

まず、1 点目の架橋による変化等でございます。簡単にかいつまんで申し上げますが、観光面では、市のレクリエーション施設まほろば、あるいは、ここにありますミカン農園の利用者数が架橋後は2倍以上に増加が見られます。

次に、産業面でございます。この地域は、特に頭島でのカキの養殖が盛んなところがございますが、これまでの海上輸送を陸送に変えたことによって、輸送費が3割下がったとされておりまして、効果が出ているということでございます。

次に、医療の面でございますが、特に町民の懸念事項でありました救急搬送の面で、利便かつ安定性が確保された。別途、車での通院も可能となって、島民の安心感が高まっているという状況でございます。

次に、通勤・通学面でございますが、定期船の欠航とか運行時間帯等々の制約が減少して、安定した行動が確保されているということでございます。

さらに、買い物でございますけれども、買い物面でも、本土での買い物だけでなく、橋が架かったことによりまして、食料品の移動販売車、あるいは宅配サービス、こういうものが逆に入ってくるという形ができて、島民の方には利便性が高まっているという面が

あります。ただ、一方で、島内に立地しております小さな商店、こういうものには競合の懸念がありまして、客離れ等が気になるという状況でございます。

それから、引き続き、5ページ目をごらんいただきたいと思います。交通面でございます。架橋後、定期船の利用者数は減少しておりますが、航路の便数は減少しておりません。しかし、この当該2島は本土と大多府島、鴻島というのを結ぶ定期航路の途上にあるということで、そこもつながっております。そういう意味で、定期航路への影響が予想される。あるいは、あわせて架橋により陸路化した部分での路線バスなど、公共交通という観点からのあり方をどうするかということが課題となっております。

それから、その他でございますが、今のところ問題は特段生じておりませんが、治安の悪化とか観光客の増加に伴うごみの不法投棄、あるいは水不足の発生等も懸念されるという状況であります。

一方、当該2島には光ファイバーが引かれました。本土並の情報基盤の活用というのが今後待たれるという状況でございます。

以上が本土への架橋による変化でございます。総じて、島民生活の安心安全、利便性の向上を初め、観光交流、既存産業を含めて、振興のポテンシャルが上がってきているということがうかがえるというのが概括ということになると思います。

そこで、次の大きな2点目でございます。離島振興対策実施地域からの解除についてでございます。さきにご説明いたしました調査等から、架橋によって、常時、本土との陸上交通の確保という指定解除の要件を満たしており、解除することが適当であると考えます。

最後に、第3番目、その他特筆すべき事項について若干申し上げますと、小規模な地域での人口減少、超高齢化、ほぼ50%を超えるような状況に近くなっているということがございます。こういう問題がございますので、地域の持続性の確保という基本的な課題があると思います。今後は、定期船や路線バスを含む公共交通のあり方をはじめとしまして、きらきら光る固有の地域資源がたくさんあるところなので、観光プログラムをつくるとか、あるいは、光ファイバーなどを複合的に生かした後継者、あるいは起業者、量より質的な人口、来住、交流、こういうものを含めて、UIターンの促進などが重要と考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【細田（博）分科会長】 ありがとうございます。

ただいまご説明がございましたように、調査を行った岡山県鹿久居島、頭島につきまして

て、指定解除の要件を満たしていることが確認されましたが、この件について何かご質問はございますか。

(「なし」の声あり)

【細田（博）分科会長】 特におありにならないようでございます。この橋が架かることによる解除というのは、過去、非常に前例も多いわけでございますが、先ほどのご指摘のように、さまざまな配慮すべき点も多いようでございます。ご異議がなければ、ただいまの岡山県鹿久居島、頭島の離島振興対策実施地域の指定解除につきましては、国土審議会決定として指定解除するよう、国土審議会へ求めることといたしたいと思っております。もちろん、そのときにさまざまな配慮はしなければならない、今、ご指摘のとおりでございます。それでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【細田（博）分科会長】 それでは、さよう決定いたします。

それでは、議題の2件目の平成27年度離島の振興に関して講じた施策について、事務局に説明を求めます。

【吉田離島振興課長】 それでは、議事2件目、平成27年度離島の振興に関して講じた施策について、私から説明させていただきます。

資料は、お手元の資料3と資料4でございます。資料4が報告の本体（案）でございます。資料4をまとめましたものが、資料3のA3横の概要となっております。本日は、こちらの概要を使用してご説明申し上げます。

まず、ここで掲げられております離島振興施策につきましては、離島振興法の第3条の基本方針に書かれている施策の内容の、ほぼ順序どおりに書かれております。例外といたしましては、1の地域活性化及び最後の15の防災関係の項目でございますが、これを全て説明いたしますと時間が足りなくなりますので、先生方のよくご関心のあるポイント、ないしは平成25年に改正離島振興法が施行されて以降、新しく講じられている施策を中心に説明させていただきます。

それでは、まず1つ目ですけれども、地域活性化を推進し定住の促進等を図るための支援というところですけれども、ここでまとめましたのは、改正離島振興法の施行に超党派

で非常にご尽力いただきました離島活性化交付金というものについて触れております。離島活性化交付金につきましては、国から都道府県ないしは市町村へ交付される交付金ということで、それまでの離島振興の施策の中にはなかった画期的な施策だと認識しております。これにつきましては、そこに書かれておりますとおり、定住促進等を目的としまして、産業活性化事業や交流促進事業等々で活用されております。特に平成27年度からは、戦略産品、島の特産品ですけれども、戦略産品の島から本土への移出のみならず、原材料の移入に関して支援をするということが可能となっております。このことにより、相当数の件数ないしは執行が、現在、なされておるところでございます。また、この離島活性化交付金につきましては、非常に先生方にお力を入れていただいたということもございまして、報告書の本体のほう4ページあたりから、具体的な事例を少し書かせていただいております。これらにつきましては、また別途ごらんいただければ幸いですけれども、このように、活性化交付金の具体的な事例につきましては、都道府県等で情報交換できるように、我々としても、今、いろいろとホームページに掲載したりというようなことをやっているところ です。

続きまして、その同じ項目の中の(2)の防災対策の強化のための支援というものがござい ます。これは法を改正するときに、ちょうど東北の震災がございました。このために、離島について、公共事業のうち防災に係るものについて特別な配慮をするというような議論がござい まして、法が施行された後でございますけれども、先生方にご尽力いただいた結果、公共事業等の地方債を利用した交付税措置が平成25年の補正から措置されるよう になりました。

少し飛ばします。2つ目、交通体系の整備、高度情報通信ネットワーク等の充実という欄がござい ます。この中で特に先生方のご関心が高いと思われ ます航路、航空路について言及して おります。本体のほうでは、件数ないしはその意義等について言及して おりますけれども、現在、一般離島を対象にしている航路の対象は103航路です。奄美等も入れ ました全国では121ということになって おります。航空路につきましては、12路線と いうことになって おります。

飛ばします。3つ目、農林水産関係でござい ますけれども、農林水産関係の中では、へき地、あるいは過疎地等の施策の中で、離島の振興についても並行して現在や っているところ でござい ますが、その中で、離島に対して特別にや っている施策として、黒丸の ところ で離島漁業再生支援交付金というものがござい ます。これは、特に離島の場合、基幹産

業の1つとして漁業が非常に大きな割合を占めているところが多いです。そのため、漁業集落への支援をこの交付金で実施しているところがございます。これにつきましても、引き続き、所要の予算を確保して継続して実施しているところです。

すみません、4、5を少し飛ばさせていただきます、6、医療の確保です。医療の確保につきましても、へき地等に対しての特別な配慮が実施されておりますところですが、この中で、特に去年の報告からドクターヘリの離島への件数を具体的に掲載しておるところでございます。26年度ですけれども、838件、その前の年が749件でしたので、増加しておるところです。

右側へ行きます。7番目、妊婦の健診・出産に係る支援でございます。これも法改正のときに非常に力を入れていただいた施策でございます。これは離島で出産等をするときに、離島から本土ないしは近くの一番大きな島に健診などに行くときの交通費、宿泊費をそれぞれ地方自治体で援助すると。それに対して、特別交付税措置で支援するというような内容になっております。

その下、介護サービスですけれども、これは離島だけではなくてへき地も含めてなのですけれども、訪問介護等におきましては、原則、サービス費用の15%を特別地域加算とすることとしております。そうすると、ケアマネジャーに支払う賃金が多くなりますから、ここは別途配慮して、その下のところの利用者負担額が増額されることとなりますから、事業者が低所得者の利用者負担額の1割分を減額するというような措置も同時に講じられておるところでございます。

1つ飛ばしまして、10番の教育のところですか。教育のところの黒丸に離島の高校生の就学というところがございます。これは離島、なかなか高校を維持していくところが大変でございますけれども、その場合、近くの島ないしは本土で高校に行きたいというような高校生の方々の通学ないしはその寄宿というか、下宿代など、そういう生活費の支援を実施するというので、国からの負担は2分の1、それから地方自治体の負担が2分の1ということで交付措置を講じているところでございます。

すみません、ちょっと飛ばしまして、14の再生可能エネルギーのところですが、これにつきましては、最近の施策としまして、離島の低炭素づくり推進事業というものがございます。これは26年度から実施している事業ですけれども、再生エネルギーとか省エネルギーという設備の導入などに対しての経費の補助を行うというもので、多くの離島では、本土に近い離島では送電線を引っ張っているところもありますけれども、主にディ

一ゼル発電で発電を行っているところが多いと認識しております。そのような地域に対してCO₂の削減ということが効果的に行われるための事業でございます。

一番最後、水害、風害、地震災害等々でございます。これの防災対策ないしは災害が起こった後の施策ということでございますけれども、特に27年度は鹿児島県の口永良部島で噴火が起きました。現在でも警戒レベル5ということになっておりますけれども、これに対して公共事業等、可能な限りの支援をしております。この噴火が起こる前に、実は離島活性化交付金によって防災施設の改修が行われていました。したがって、その噴火の際に、その施設に住民の方が避難できるというような措置が講じられたことは、不幸中の幸いかなというふうに認識しております。

飛ばし飛ばしで申しわけございませんが、説明は以上で、本体のほうの報告書の見方だけ最後に申し上げておきます。今、私が説明したようなお話、意義等々、内容の件数については、本報告書の前半のほうにずっと書かれております。それで、ページ数で言いますと、25ページから参考資料というページになっております。これは、今までの経緯、ないしはそれ以降、離島に関する基本的なデータをそこに掲載しております。このようなデータをもとにして施策を講じるための方法、手段、ないしはその背景について認識を我々のほうはしているということで、先生方のご参考になればと思って掲載しておるところです。

簡単ではございますが、説明は以上です。

【細田（博）分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明がありました、平成27年度離島の振興に関して講じた施策につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、どうぞ。

どうぞ、松原委員。

【松原委員】 実は昨年も同様の発言をしたわけでありましたが、今の吉田課長の話、極めて現実的にさまざまな部分の議論として重要だろうと思っております。ただ、私はこの離島振興というもののやり方が、今までなさってきた方向で極めて前向きな明るい未来が想起できるのかという状況を考えると、なかなか、何とか離島が活性化するというよりは、厳しくなるスピードを落とすと、こういうイメージによく見える部分があるわけでありまして、私は前回もご提案を細田座長にもしたわけでありましたが、今般も離島振興の部分は税の部分から考えるということ、ぜひもう一回御検討いただきたいと思っております。

離島は、本土に比べて所得が一般的に低いわけでありましたが、また、それ以上に重要な

ことは、離島においては物価が高いということであります。所得が低くて物価が高い。例えば、ガソリンの値段が本土で100円のとときに、小笠原の母島は200円近くいってしまうことがある。非常に簡単に言いますと、同じ5%の税率が、当時、消費税であったとして、本土は5円の消費税、離島は200円ですと10円の消費税ということになる。つまり、ものの値段が違うのだから当たり前だという議論もありますが、同じ1リットルのガソリンは同じ距離しか走りませんから、その意味では1リットルを買うのに5円の税金と10円の税金という違いが逆に、もともとの値段が違うと生じると。これは私は日本国民の間における不均衡だろうと思っております。こういった議論から、離島における消費税率等を下げるということは、一定の倫理的な背景というのがあると思っております。

その上で、離島は、今言った食料品や日用品などが本土に比べて高いということがあります。これで私が申し上げたいことは、離島の負担軽減のために、欧州では離島での税率を低く抑える政策がとられている。フランスでは、食料品やガス、電気料金などの生活必需品の税率は本土で5.5%であります。離島であるコルシカ島では2.1%になっているわけであります。つまり、もともとの生活必需品は5.5%に抑えられておりますが、離島ではさらにそれが2.1%に抑えられている。実際、イギリスのマン島においてもこういった政策が行われ、そのことによって離島が活性化をした事実があるわけです。

私、ぜひ細田座長を含め、皆様にご提言したいのは、財務省はこの手の話は非常に反対するかもしれませんが、できることならば、フランスでも実際やった事例がある。それは極端に下げろというのではなくて、やっぱり内外の差を数%設置することによって、冒頭言った小笠原の母島なんかではガソリンの値段が本土よりはるかに高いですから、そういった部分で同じ1リットルが同じ税金になるというようなことをバックボーンに持ちながらやるということは極めて重要であると思っております。ぜひこの分科会で、そういったことを議論するのはここしかないと思っております。またお取り扱いいただきたいし、その結果、フランスのコルシカ島やイギリスのマン島が、今、それなりの繁栄をしているとすれば、そういったところの視察というのは、普通、これは委員会でやりますが、視察も含め、細田座長の極めて強いリーダーシップのもと、実現がされれば、それは1つのはずみになるだろうと、このように思っております。ちょっと長くなりましたが、ご提言を申し上げる次第であります。

【細田（博）分科会長】 私から、松原委員のご提案はまさに適切なご提案だと思っております。そこで、この審議会では、現行の離島振興法に基づく審議会、あるいは審議で

ございますので、どうしても外れてしまうので、今日は議題になっておりませんが、学識経験者の皆さんを含めて、ちょっとご紹介を申し上げなければならない、関係者もたくさんおられますが、というのは、議員立法で、このたび、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法というのが提出されまして、大体の超党派で与野党が提出者になりまして、ここにも武部委員や細田委員も提案者の1人でございますし、民進党からも鷲尾先生も提案者になり答弁者にもなられたわけでございますが、その議論をして、法律が成立いたしました。その法律の中身、趣旨としては、確かに離島という概念で今までは全てを包含しておったけれども、有人国境離島というのは非常に本土から長距離にあって、そうして住民の皆様方の生活コストからいうと、遠いがゆえにコストが高い。例えば、航空運賃、航路運賃、そして、それに付随して物資の輸送料が高いので、ただいま松原委員がおっしゃったようなガソリンも高い、物資も高い、輸送費が上乘せされてしまっている。その割に所得が低いために生活上、大変問題がある。そして、病人が出たり冠婚葬祭があると、高速船で渡るのは大体片道5,000円はする。そして、フェリーで渡っても3,000円。往復すると1万円、1回に当たってコストがかかる。普通的高速道路やJRで遠隔地からという場合には、それほどのコストではないのに、それぞれに非常に大きなコストがかかる。これは遠距離離島というもの、遠隔離島の方々が生活基盤を失う大もとであるという認識が1つ。それから、もう一つは、有人国境離島というのは、やはり土地の問題、あるいは港湾、その他、あるいは外国等による不法入国等の違法行為の可能性もある。そういうものも防止しなければならない。国の守り、国境の守りというものも大切にしなければならない。そういうことで、その趣旨で法律が成立しております。

ただ、これは非常に細かく今までは配慮いたしておりまして、つまり、内海離島を中心とするこれまでも含む、これまでの離島振興法というのはあくまでも大事な基本法である。しかし、遠隔地の場合は、それに上乘せしてさまざまな要件があるから、これも何らかの政府の助成措置が上乘せして必要である。それを両方とも満たすようなことにしなければならない。他方、国交省の離島振興予算は非常に予算が限られているから、内海離島はほぼ赤字補てんということで、例えば航路料金、運賃の補助とか、そういうものが行われていきますけれども、遠くになればなるほど助成のないものもある。福祉だとか教育だとかそういうものは全部離島振興法で、距離が遠かろうと近かろうと同じ条件で達成すればいいから、今の現行離島振興法の範囲内でやればいいことですが、遠いがゆえにコストが高い、

生活が苦しい、あるいは安全上問題がある、そういうものは補てんしようと。こういう趣旨で、いわば260の今の離島振興法上の離島の中から、遠距離離島の71ほどをこれは特別にやはり配慮が必要であると。そして、今までの国交省の予算だけではなかなか、いろいろなシーリングの問題があるので、そういったものは財務省にも働きかけ、内閣府の予算として特別に予算を講ずるようという交渉をして、議員立法がこのたび成立したわけですね。

だけど、この審議会ではそういう議論は法律のらち外であるという観念で、そういう議論をしておりませんので、あえて私からそのような議員立法が成立した、それでそれは趣旨としては、今、松原委員がおっしゃったような問題も含んでいて、やはり、皆、日本国民としていわば条件を均等にしながら発展しなければならないし、それから離島全体、近距離の離島も遠距離の離島も同じように発展しなければならない、あるいは、過疎、高齢化を防がなければならない、そういう意味でございますので、そのことをご紹介申し上げて、また、議論の参考にさせていただきたいと思いますが、議員提出で説明者になられた両委員も、何かお話があれば、追加的に話ししていただければと思いますが、両委員に限らず、どうぞご意見があれば。

【武部委員】 今、細田座長から丁寧なご説明がございましたので、追加することはないのですが、有人国境離島法が成立いたしましたして、我が国の領海、排他的経済水域等を適切に保全するための拠点機能を持っている離島について、保全をしっかり行うこととともに、地域社会の維持をしっかりと進めるという新たな法律が成立いたしました。平成29年4月からなるのですけれども、これは所掌は内閣府の海洋本部が行うことになっておりますけれども、いずれにしても地域社会の維持、特に、今、細田座長からもお話がありましたとおり、航路・航空路、それから雇用の拡充等々、各省にまたがる施策がたくさんあります。それから、予算もまさにこれから財源の議論もしなければなりませんので、ぜひとも、今日お越しの財務省を初め各省の皆様方には、格段のご協力を賜りますようお願いしたいというふうに思います。

また、離島で言いますと、特に前回も私、お話しさせていただいたのですけれども、今回、口永良部島の災害の話がありました。特に災害が起こった際に、ほかの町から協力を得ることがなかなか難しい離島特有の問題があります。前回も低気圧があつて、土砂災害が礼文島でありまして、その際に大変町の職員がフル活動しても、なかなか災害現場に対応することができなかったということもあります。そういった意味で、特にソフ

トもそうなのですけれども、ハードの面で防災対策の強化のための支援というのを、特に交付税措置もしていただいておりますけれども、ここはよく離島の状況を把握していただいて、港湾も含めて、老朽化しているところも大変多くございますので、特に港湾につきましては、災害援助のときに大変重要になってまいりますので、そういった配慮も含めて、特に防災の観点から特段に事情を理解していただいて、施策を進める必要があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【宮路委員】 関連でよろしいでしょうか。

【細田（博）分科会長】 どうぞ、宮路委員。

【宮路委員】 鹿児島島の宮路拓馬でございます。武部新先生、細田健一先生と同じく、有人国境離島法案の提案者に名を連ねさせていただきました。今回、義務規定ということで、定期航路、あるいは航空路への運賃低減のための助成であるとか、あるいは雇用創出の支援、あるいは生活必要物資価格の低減のための助成、漁業者への支援等々ございますけれども、努力義務として、今、武部委員のほうからもありましたけれども、港湾の整備ですね。これ非常に大事だと思っておりますが、今のところ国の努力義務に有人国境離島法案上はなっているということでもあります。

がしかし、私の選挙区内ではございませんが、例えば鹿児島島の三島、十島という島に関して言うと、港湾の機能がまだ脆弱でありまして、今回の有人国境離島法案で雇用創出の助成等があったとしても、そもそも港湾の機能が十分でないがゆえに、雇用創出策をいくら打とうが、なかなかそれが十分に発揮しづらい状況がまだまだあるということがございます。離島は国土を守る非常に重要な拠点だという国民的な理解が高まっていると思ひますので、再度、今回、有人国境離島法で努力義務になりましたが、それを実効たらしめるための施策の充実に努めていただきたいと、このように思っております。

以上です。

【細田（博）分科会長】 尾辻委員。

【尾辻委員】 今、三島、十島の話が出ましたので、絡むことでありますので、毎回同じことを言っておりますけれども、介護サービスについて改めて申し上げたいと思ひます。

国民の義務として、介護保険料は払わなければなりません。しかし、保険料は払わなければいけないのでありますが、島によってはサービスが存在しないわけでありまして。サービスがないのに保険料だけ払わなければいけない。これはやっぱり問題だと思ひます。その例が、今、お話が出た鹿児島島の三島、十島なども入るわけでありまして。いつもこのこと

では苦しんでおりますが、今日、厚労省も来ておりますから、改めて、今、特に十島が苦勞しておるようなことについて言ってくれることがあるならばというので聞かせてほしいと思います。

それから、いただいた機会でもう一点言っておきますと、ドクターヘリ、非常によく頑張ってくれていると思います。ただ、ドクターヘリの泣きどころは、夜、飛ばないことであります。したがって、夜の緊急患者が出ると、あとは自衛隊に頼むということが大半になります。このドクターヘリが夜飛ばないという、まあ、飛ばないというか飛ばないというか、どちらで表現するかであります。この辺のことについての何か見解があれば、この際、聞かせておいてほしいと思うので、以上2点について話してください。

【細田（博）分科会長】 厚生労働省、いかがですか。

【厚生労働省】 担当部局のほうから直接。

【厚生労働省】 厚生労働省老健局でございます。日ごろより、介護保険の推進に当たりましては、ご支援賜りましてありがとうございます。

今、お話がございました件につきましては、昨年も十島の首長様とお話をさせていただいたり、役場にお伺いしていろいろお話をさせていただいたりしております。また、こちらとしても現行の中で柔軟に取り扱いができる内容でのご提案などもさせていただいてはおります。できる限り、まめにいろいろな情報交換をさせていただいて、私どもでできる限りのご提案をさせていただきながら、引き続き、できる限りの施策でフォローできるように努めてまいりたいと考えておるところでございます。

【尾辻委員】 ちょっといいですか。

【細田（博）分科会長】 はい。

【尾辻委員】 何かわけのわからない、ひたすら逃げている話をしてしまったけれども、余りここでやったりとったりするつもりはないけれどもね、今度の骨太の方針の中で、介護については、これまた明らかに逃げた表現をしているよね。介護保険外の事業でなんて、要するに、このごろ介護保険でしょっちゅう批判されている要介護度1、2を逃げているのではないかというのをもろにあらわした表現をしているけれども、まあ、そのこと全体では問題があるが、保険外の事業でとあなた方が表現しておる、あなた方が骨太の方針で表現したのかどうかはあるけれども、大きく言えば政府全体がそう表現しているのだが、その辺のことでね、やることというのは何か考えられるのですか。

【厚生労働省】 そういった保険外のサービスも含めて、できることをいろいろ組み合

わせてサービスが提供できるような体制というのは考えていかなければという認識ではお
ります。

【尾辻委員】 だから、まあ、もうこれ以上は言わないが、やれることは全部やってよ。
そうでないと、やっぱり離島は困るぞ。だから、保険の中でやれないところがあれば、ま
さにそういうところで保険外をやってよ。要介護度1、2を逃げるために保険外なんて言
わないで、保険の中でやれないところがあるから、そこも必死でやりますぐらいの、そう
いう意味で保険外という事業も考えてほしいと思うし、要するに、やれることは必死でや
ってということだけは頼んでおく。

【厚生労働省】 はい。ありがとうございます。

【細田（博）分科会長】 それでは、厚労省もよく検討を引き続きやってください。要
は、きちっとした介護ができるかどうかという、そういう体制にあるかどうかというよう
な場合、なければ医療とか、あるいは遠隔地の介護とか、そういう手だてがなければいけ
ないし、他方、お金の面では、保険でやるのか、その外でやるのか、あるいは医療費でや
るのかとか、いろいろな問題があるので、これはきちっと整理しないと、球が間に落ちて
ポテンエラーになるようでは困りますから、そのことを。

もう一つ、ちょっと松原先生の言われた消費税も特別な取り扱いをという、離島軽減税
率みたいなことについては、国境離島法などでもあるコストの面で、いわば助成措置で賄
えるかどうかというのも1つの観点だし、どうしてもだめだと、振り差が消せないという
場合に、では、税をやると。フランスに例があるではないかというのは、今後、税制の議
論がまた来年に向かってあるし、そもそも消費増税するのকাশないのかという議論も今あ
るので、そういう議論の中で各党ともに議論すべきではないかと思しますので……。

【松原委員】 ちょっといいですか、一言。

【細田（博）分科会長】 はい。

【松原委員】 ありがとうございます。大変に温かいお言葉を座長からいただきました。
実際、コルシカ島等が実際そのことでどのような効果があったかというのは、ちょっと費
用もかかる話ではありますが、この会で、やっぱり細田座長のリーダーシップのもとで、
選挙がなければコルシカ島に行くぐらいのことを今日ご決断いただけると。課長も、現場
を見てきて、実際、コルシカ島はフランスも軽減をやったではないかと。基本的なものに
関して5.2%を2.1%に下げているではないかというふうな話が事実あるわけですから、
それがどういう効果があつてどうなのか、やっぱりそういった先進事例は現場を見るとい

うこと、そして、そのための研究をやるということを、ぜひとも座長、強いリーダーシップのもとで。

【細田（博）分科会長】 それでは、まず、とりあえず私から国土交通省に外務省ルートなどを通じて、各国の離島対策として税制上の恩典等があるのかないのか、できるだけ調査をして、特にコルシカ島等に関して現状どうなっているかということは、これは調べれば全世界的にわかるはずであるので、その点をちょっとまず検討してください。それから、コルシカ島に行くかどうかは、これから考えましょう。

はい、どうぞ。

【有村委員】 今日はさまざまなお報告をいただいて、勉強させていただきました。参議院の有村でございます。

今、コルシカ島について、松原先生から元気な話が出ましたけれども、ちょっと私、初めてこの会に参加させていただきまして、私の記憶、認識が間違っていなければ、外務省さんがここに来ていらっしゃらないというのは不思議な感じがいたします。やっぱり離島振興の前に、離島の安全確保というのは、当然、前提としてあることで、例えばさきの台湾の馬英九前総統が我が国固有の沖ノ鳥島に対して、あれは島ではなくて岩だというふうに言ったことがどれだけの怖い含意を持っているのかを理解している国民が何割いらっしゃるだろうかということを見ると、今回、蔡英文さんがその軌道修正を図るようでございますけれども、島は島であって単なる島ではないというところでは、国連海洋法条約も入ってきますし、そして、その中での排他的経済水域も当然入ってきて、当然、漁業権や調査権も入って、主権にかかわる話でございまして、離島の安全ということを大前提として、日本国の主権が及ぶというところで、国境をなす離島を極めて大事にしなければいけないという発想が出てくるわけですから、島の重要性、島を守ることの価値ということを伝えていくということの大前提に入れていただけたらありがたいと思います。

そういう意味では、今日、文部科学省さんは来ておられますけれども、その島に住む学生をどうするかということも極めて大事ですが、やはり島を守ることの重要性を国民に教育をする、啓発をしていくという意味では、やっと10年前から私も竹島、尖閣諸島ということはずっと言って、北方領土も言って、教科書は記述がしっかりとなりましたけれども、それ以外のEEZを持つ本当に最南端、最北端で、島を持つからこそ世界で有数の6番目に広い排他的経済水域圏を持つというところの重要性。それから、6,852という島の数を聞くと、ほとんどの国民の皆さんはびっくりされます。それは各県のミカンガリ

ンゴが特産だというようなことや、県境を正確に書かせるよりも、国全体としてどのくらいの島で成り立っているのかということ伝えるほうがよほど大事な教育ではないのかと、小学生の娘たちの教科書を見て思いますので、ぜひそういうところの啓発を来年以降には書いていただけるようお願い申し上げたいと思う次第でございます。

以上です。

【細田（博）分科会長】 どうぞ。

【細田（健）委員】 どうもありがとうございます。先ほどお話がございました、有人国境離島の保全振興法案の提案者の一人として発言をさせていただきたいと思いますが、改めまして、あの法案自体は衆議院で全会一致で可決をされたわけでございます、本当に各党を含む関係者の皆様方のご協力に改めて心から御礼を申し上げたいというふうに考えております。

先ほど武部先生のほうから非常に包括的なお話がございましたので、特につけ加えることはございませんが、2点だけ申し上げますと、来年の4月1日からいよいよ法律の施行ということになりまして、政府が基本方針を定め、さらにそれに沿って都道府県がいわゆる基本計画を定めることとなります。それで、今日は都道府県の代表の方がいらしているかどうかちょっとあれですが、いずれにせよ、その後、法の施行になりますと、予算の額も重要ですが、都道府県のほうでしっかりとした計画をつくっていただいて、それに沿って予算が配分されるということになりますから、今日ご出席の委員の方も含めてですね、ぜひ、ちょっと適当な言葉が思い浮かばないのですが、関係都道府県のお尻をたたくというようなことをしていただければありがたいというふうに考えております。

それから、今の有村先生のお話と問題意識は共通でございますが、保全振興法案の所管は内閣府の海本部ということになりました。これは、今日は各省出席しておられますが、もし差し支えなければ、今後、離島振興対策分科会のほうにも海本部からもご出席をいただくというふうにご提案をいただければ、さらに包括的な議論が行われるようになるのではないかと思いますので、1点提案をさせていただきます。ありがとうございました。

【細田（博）分科会長】 これまでは、どちらかというとなら離島の人たちの生活をよくするという離島振興法の基本的な考え方に基づいてこの審議会があり、国交省は予算を取り、そして関係の施策について各省を呼ぶという体制できたのですが、国境離島法の思想で少しはみ出ているわけで、防衛とか安全とか国境とか、そういうことに少し踏み出している。だから、逆に言うと国交省の範囲でない新しい議員立法が出ているということで、ちよっ

とその境界線がとりにくいのですね。だから、それができたからといって、振興法部分は国交省の問題だし、離島協議会、今までのいわば同志的つながりも、離島振興協議会は260の島が相協力しているので、そこに余り亀裂が生ずるようなことをしてはならないという配慮をしながらやっているという面もあるので、そこは国交省も含めてお互いによく協議の上で、そういう変なことにならないようにまた配慮をしてほしいと思いますが、特に何かありますか。

【吉田離島振興課長】 すみません、時間も迫っていますので、ちょっとまとめてお答えさせていただきます。

まず、松原先生の税の話は、フランスが2014年に税率を引き上げたときにも、コルシカ島の税率が上がっていないというのは認識しております。どのような外国の事例があるかというのは調査したいと思っておりますし、分科会の先生方が視察に行けるかどうかというのはちょっとわからないのですけれども、いろいろと探ってみます。

それから、尾辻先生からいただいた介護サービスの話は、私のほうから十島村の肥後村長、それから、三島村の大山村長と相当突っ込んだ話を、今、しております。今年度、離島振興課で介護サービスについての、離島でどのようなことになっているかということを探りながら、何かできないかということは現在考えておりますので、ある程度まとまったところで、また尾辻先生にご相談、ご報告したいと考えております。

それから、有人国境離島については、いずれにしても所管は内閣府内閣官房のほうですけれども、離島に関する情報は我々がやっぱり霞が関の中で一番持っていると思っておりますので、海本部とはしっかり連携をとりたいと思っておりますし、この会議に出席、傍聴するということも含めて検討したいと思っております。

以上です。

【細田（博）分科会長】 では、時間もまいったようですが、よろしゅうございますか。

今日のさまざまなご提案も引き続き検討し、実現のほうに向かって頑張っていたきたいと思います。我々国会議員のほうも、議員立法で通した以上、しっかりした予算獲得もしなければなりませんので、それは相互のためにもなると、一般離島のためにもなると、こう思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

最後に、土井副大臣から一言ご挨拶をお願いします。

【土井副大臣】 ただいまは、ご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。また、細田分科会長を初め、委員の先生方から、大変貴重なご意見、ご提案をいただきま

して、心から感謝を申し上げさせていただきたいと存じます。本日いただきましたご意見、ご提案につきまして、今後とも関係省庁と緊密な連携をとりながら、離島振興施策の着実な進展に最大限の努力をいたしてまいりますことをお約束を申し上げさせていただきながら、引き続き、先生方にはご指導、ご鞭撻を賜りますよう改めてお願いを申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

本日は本当にありがとうございました。

【細田（博）分科会長】 ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。

なお、本日の議事の概要については、この会議が終了後、速やかに公表したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

委員の皆様方には、熱心なご審議、ご協力をいただきまして、ありがとうございました。これにて閉会といたします。

——了——